

《付託議案及び新規条例》



議案第53号 西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設指定管理者の指定

西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、本拠点施設指定管理者の候補者選定を行った結果、沖縄県農業協同組合が候補者に選定されたので、指定管理者として指定したい。

議案第54号 西原町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例

地方自治法第241条第1項の規定に基づき、西原町石油貯蔵施設立地対策等交付金の設置を条例で定める必要があるため。

議案第55号 西原町水道施設整備事業評価委員会設置条例

地方公営企業法第14条の規定に基づき、西原町水道施設整備事業評価委員会設置を条例で定める必要があるため。

《条例の一部改正》



議案第56号 西原町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第57号 西原町税条例の一部を改正する条例

議案第58号 西原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第59号 西原町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第62号 西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

《陳情・意見書》

陳情第792号・意見書第4号

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書・意見書

9月議会において文教厚生常任委員会に付託され継続審査となっていた陳情である。10月9日、後期高齢者医療制度についての説明を議会事務局係長（担当課多忙なため）より受けた後、提出者である沖縄県保険医協会より陳情趣旨説明を受け、町内の後期高齢者の状況を知るために11月26日沖縄県後期高齢者医療広域連合へ調査。12月13日、慎重に審査を行った結果、全会一致で採択。14日の本議会においても全会一致で採択。

〈意見書要旨〉

経済的な理由で受診できない高齢者が増えている。「平成28年国民生活基礎調査」で「貯金なし」の高齢者世帯は15.1%である。全国最下位の沖縄県においては、全国平均以上の生活の厳しさがある。後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減る中、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化する。このような高齢者の実情を考慮し、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を求めるためである。

陳情第797号・意見書第5号

普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情・意見書

総務財政常任委員会に付託され、12月13日、慎重に審査を行った結果、全会一致で採択。14日の本議会においても全会一致で採択。

〈陳情の趣旨〉

政府が県民に約束した「普天間基地5年以内の運用停止」の期限である2019年2月18日まで、あと100日となったことから、この約束の遵守・履行を求める決議を採択し、命を脅かされている住民、とりわけ基地被害におびえる子どもたちが、安心安全な生活を送ることができるよう議会で陳情する。

〈意見書要旨〉

5年以内の運用停止は、平成25年12月に閣議決定されている。しかし、政府が米側と協議した形跡はほとんど見られない。世界一危険とされる同飛行場の現状は放置されたまま5年以内の期限とされる平成31年2月まで残り100日を切り、運用停止に向けた道筋すら見えてこないことは誠に遺憾である。危険性の除去を喫緊の課題としながら、問題解決に消極的な政府の姿勢は、断じて容認することはできず、同飛行場の固定化は決してあってはならない。よって、本町議会は、県民の生命、財産を守る立場から、政府の責任において同飛行場の5年以内の運用停止を確実に実現し、一日も早い危険性の除去が図られるよう強く要望する。

陳情第795号 自治会における集会所等について

9月議会において、総務財政常任委員会に付託され、継続審査となっていた陳情である。

〈陳情趣旨〉

1. 自治会事務所等の建設及び用地取得に係る補助金増額の抜本的見直し及び各種制度の活用を求む。
2. 自治会が、事務所等に使用するため賃貸する場合の賃貸料の補助。

〈審査内容・結果〉

南風原町・浦添市と本町総務課へ調査を行い、12月13日に慎重審査を行った結果、2については他自治体の事例から本町でも実施可能と判断し、採択とした(一部採択)。

意見書第6号・決議第4号

米海軍FA18戦闘攻撃機の墜落事故に関する意見書・抗議決議

去る11月12日発生した戦闘攻撃機墜落事故に関して、町民の生命・財産及び生活環境を守る立場から厳重に抗議し、下記の事項が速やかに実現するよう強く要請。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること
- 2 外来機の飛来を中止すること
- 3 事故原因の十分な究明・説明がなされるまで戦闘機等の訓練・演習及び飛行を停止すること
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日本の航空法を遵守すること
- 5 墜落に伴う周辺海域での漁業影響調査を実施すること